

# 8月から新しい被保険者証で 受診してください

問 保健福祉課 医療給付係 ☎79-7926 (直通)

国民健康保険加入者のみなさんが現在使用している被保険者証(藤色)は、令和5年7月31日で有効期限が切れますので新しい被保険者証をお送りいたします。

- ・新しい被保険者証の色は、「水色」です。
  - ・令和5年8月1日からは新しい被保険者証をご使用ください。
  - ・70歳以上75歳未満の方は、「被保険者証兼高齢受給者証」です。
  - ・有効期限は、令和6年7月31日です。(下記の場合は異なります)
    - 70歳になる方は、誕生月末日まで(誕生日が1日の場合はその前月末日まで)<sup>※1</sup>
    - 75歳になる方は、75歳の誕生日の前日まで<sup>※1</sup>
- ※1 期限が近づきましたら新しい被保険者証が届きます



- ・被保険者証の裏面には、臓器提供に関する意思表示を行う欄があります。こちらに記入することで、臓器提供の意思表示をすることができます。記入後は、被保険者証台紙に張り付けられている個人情報保護シールを貼ってください。
- ・古い被保険者証は裁断して破棄していただくか、役場1階保健福祉課医療給付係までご返却ください。

## 現在、既に他の公的医療保険(職場の健康保険等)に加入されている場合は…

すでに他の公的医療保険に加入しているが、被保険者証が届いた場合は、窓口にて国民健康保険の脱退の届け出をしてください。原則、14日以内に届け出をしなければなりません。

### 届出が遅れると…

- ・国保税(料)を重複して支払っている場合があります。
- ・国保の資格のない期間に国保の被保険者証を使用したときは、国保が負担した医療費を返還していただく場合がありますので他の公的保険の加入日からは、国保の被保険者証は使用しないでください。
- ・国民健康保険資格喪失後の被保険者証の回収にご協力ください。

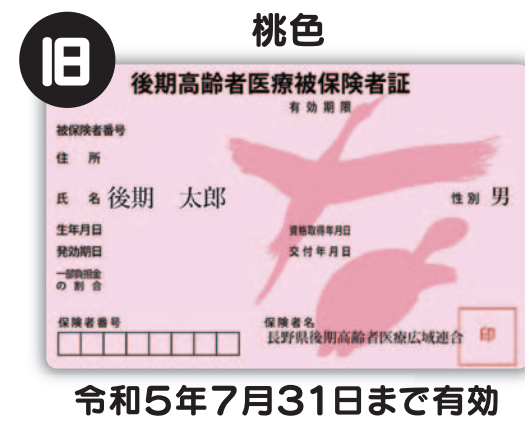
### 届出に必要なもの

- ①国保及び新たに加入した社保の被保険者証(国保を脱退する全員分)
- ②本人確認書類
- ③個人番号がわかるもの(世帯主及び被保険者分)



# 後期高齢者医療ご加入者の皆様へ

## 令和5年8月1日から 新しい保険証で受診してください



だいたい色の保険証は、  
7月中に市役所・町村役場から  
送付されます。



保険証が届きましたら、  
住所・氏名などを確認してください。  
8月からは、新しい保険証を  
医療機関に提示してください。

(マイナンバーカードを保険証として利用する場合は、保険証の提示は不要です。)

お問い合わせ先

保健福祉課 医療給付係 ☎79-7925